



cpa learning



經理實務

入門 第13回

本日のテーマ

【年次業務】 社会保険料・ 労働保険料の更新



経理部の仕事分類

- ✓ 経理系の業務
- 人事系の業務
- 総務系の業務

▶ 大きく分けると4つに分類される。

日次業務

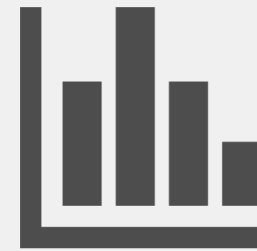
▶ 毎日やる定型業務



- ✓ 現金・預金の管理
- ✓ 経費精算
- ✓ 領収書等管理
- ✓ 請求書・領収書の作成
- ✓ 伝票入力
- 勤怠管理・有給休暇管理

月次業務

▶ 毎月やる定型業務



- 給与計算・残業代計算
- 社会保険料等の徴収・納付
- ✓ 所得税・住民税の徴収・納付
- ✓ 売掛金・買掛金等の管理
- ✓ 月次決算

年次業務

▶ 毎年やる定型業務



- 社会保険料・労働保険料の更新
- 年末調整
- ✓ 償却資産税の申告
- ✓ 固定資産
- ✓ 年次決算
- ✓ 税務申告・中間納付
- 株主総会

都度業務

▶ 発生の都度実施する業務



- 賞与の支払い
- 従業員の採用、退職手続き
- ✓ 税務調査

経理部の仕事分類

- ✓ 経理系の業務
- 人事系の業務
- 総務系の業務

▶ 大きく分けると4つに分類される。

日次業務

▶ 毎日やる定型業務



- ✓ 現金・預金の管理
- ✓ 経費精算
- ✓ 領収書等管理
- ✓ 請求書・領収書の作成
- ✓ 伝票入力
- 勤怠管理・有給休暇管理

月次業務

▶ 毎月やる定型業務



- 給与計算・残業代計算
- 社会保険料等の徴収・納付
- 所得税・住民税の徴収・納付
- 売掛金・買掛金等の管理
- 月次決算

年次業務

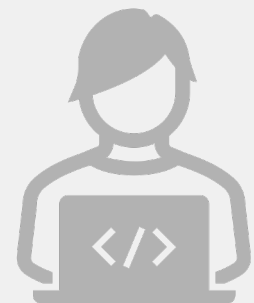
▶ 毎年やる定型業務



- 社会保険料・労働保険料の更新
- 年末調整
- ✓ 償却資産税の申告
- ✓ 固定資産
- ✓ 年次決算
- ✓ 税務申告・中間納付
- 株主総会

都度業務

▶ 発生の都度実施する業務



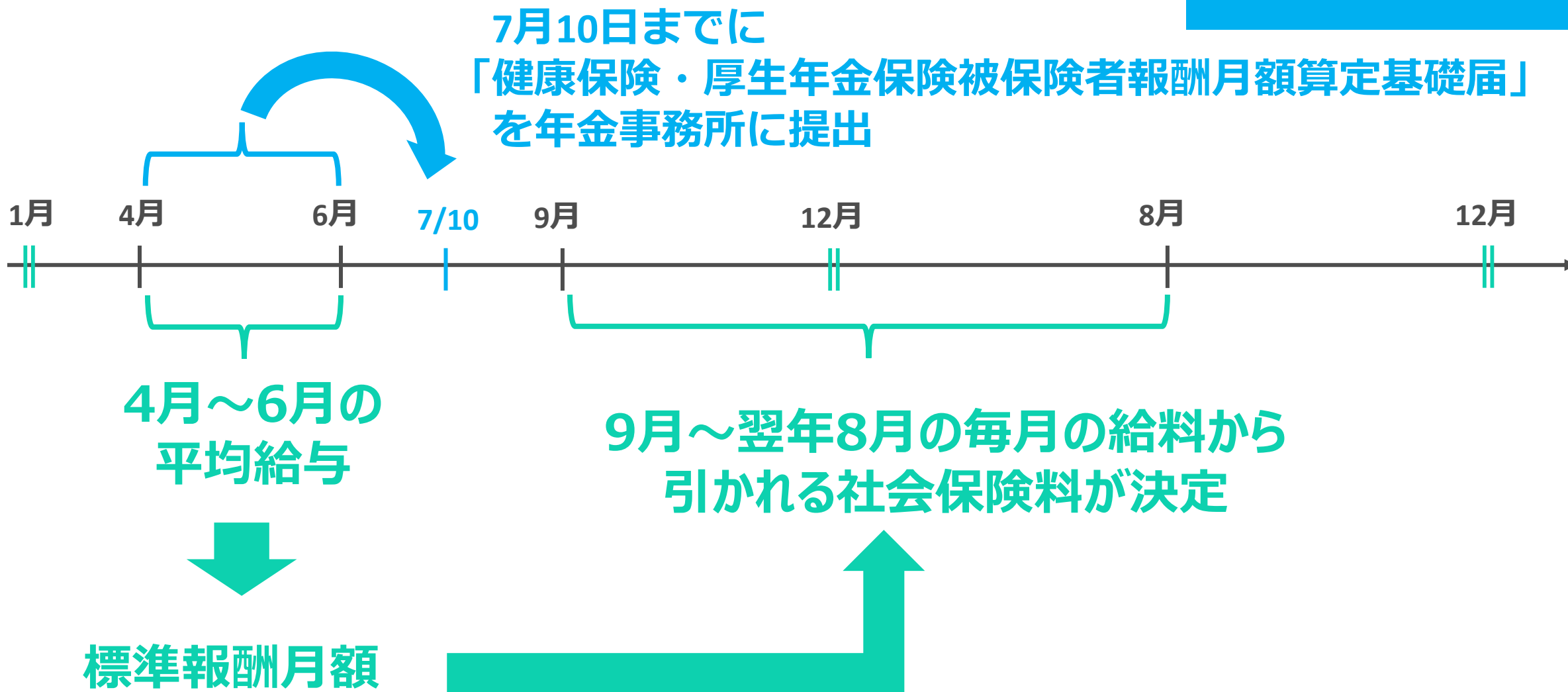
- 賞与の支払い
- 従業員の採用、退職手続き
- ✓ 税務調査

社会保険料の更新

社会保険料の更新（定時決定）

- ▶ 社会保険料は4月～6月の給料の平均で決定される。

定時決定



【参考】保険料額表（令和3年度、東京都）

令和3年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率: 令和3年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
- ・介護保険料率: 令和3年3月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(東京都)

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			9.84%		11.64%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	～	63,000	5,707.2	2,853.6	6,751.2	3,375.6		
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,691.2	3,345.6	7,915.2	3,957.6		
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,675.2	3,837.6	9,079.2	4,539.6		
4(1)	88,000	83,000	～ 93,000	8,659.2	4,329.6	10,243.2	5,121.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	～ 101,000	9,643.2	4,821.6	11,407.2	5,703.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	～ 107,000	10,233.6	5,116.8	12,105.6	6,052.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	～ 114,000	10,824.0	5,412.0	12,804.0	6,402.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	～ 122,000	11,611.2	5,805.6	13,735.2	6,867.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	～ 130,000	12,398.4	6,199.2	14,666.4	7,333.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	～ 138,000	13,185.6	6,592.8	15,597.6	7,798.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	～ 146,000	13,972.8	6,986.4	16,528.8	8,264.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	～ 155,000	14,760.0	7,380.0	17,460.0	8,730.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	～ 165,000	15,744.0	7,872.0	18,624.0	9,312.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	～ 175,000	16,728.0	8,364.0	19,788.0	9,894.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	～ 185,000	17,712.0	8,856.0	20,952.0	10,476.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	～ 195,000	18,696.0	9,348.0	22,116.0	11,058.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	～ 210,000	19,680.0	9,840.0	23,280.0	11,640.0	36,600.00	18,300.00

②等級と標準報酬月額

①4月～6月の3ヶ月の給与（通勤手当含む）の支給額平均

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届

▶ 参考資料

事業所整理記号、被保険者整理番号を必ず記入してください。

様 2 2 2 5 厚生年金保険 除者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届

令和 元 年 7 月 5 日提出

事業所整理記号 00 ケイト

事業所所在地 〒168-8500 東京都杉並区高井戸3-2-1

事業所名称 株式会社 健保産業

事業主氏名 代表取締役社長 健保 良一

電話番号 03 (5432) 6789

事業主がこの届書を年金事務所又は事務センターへ提出した日

事業所所在地等、事業所情報を記入してください。

「⑭総計」欄は、基礎日数が17日以上（短時間就労者(パート)で4月～6月の支払期に17日以上のない場合は、15日以上)の月を総計した額を記入してください。
「⑮平均額」欄は、総計を該当月数で割った額を記入してください。

「⑯修正平均額」欄は、遅配分給与の支払いや昇給がさかのぼったことにより、対象月中に差額分(⑧等)が含まれている場合は、差額分を除いた平均額を記入してください。

提出者記入欄

受付印

項目名

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑧ 遡及支払額	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 備考
	⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額									
1	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額					⑰ 70歳以上被用者算定(算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他()
	4月	19日	125,200円	0円	125,200円	254,300円	127,150円						
	5月	13日	118,800円	0円	-								
	6月	20日	129,100円	0円	129,100円								
	① 40	年金 花子	③ 5-631025	④ 元 年 9 月	⑦ 昇(降)給 4月	⑧ 遡及支払額 5月	⑮ 平均額 12,000円					⑰ 1. 70歳以上被用者算定(算定基礎月: 月 月)	

遡及支払欄には、対象月内に支払われた通常給以外の報酬を記入してください。

社会保険料の更新（随時決定）

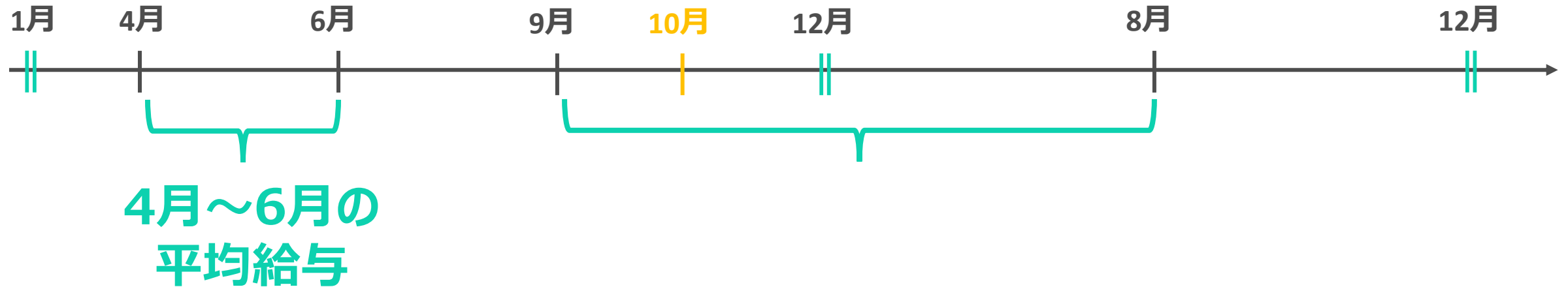
- ▶ 固定的な給料が変更された等の一定条件下では随時決定が行われる。

随時決定

降格！



固定的な給料が変更されると臨時的に保険料の見直しができる。



社会保険料の更新（随時決定）

▶ 随時決定の条件には3つある。

- ① 固定的賃金の変動
- ② 標準月額報酬が2等級以上変動
- ③ 3ヶ月間の出勤日(有給含む)が17日以上

社会保険料の更新（随時決定）

- ▶ 固定的な給料が変更された等の一定条件下では随時決定が行われる。

随時決定

降格！ 1月分の社会保険料が変更



随時決定に該当

2月支給給与から引かれる社会保険料（前月分）から反映

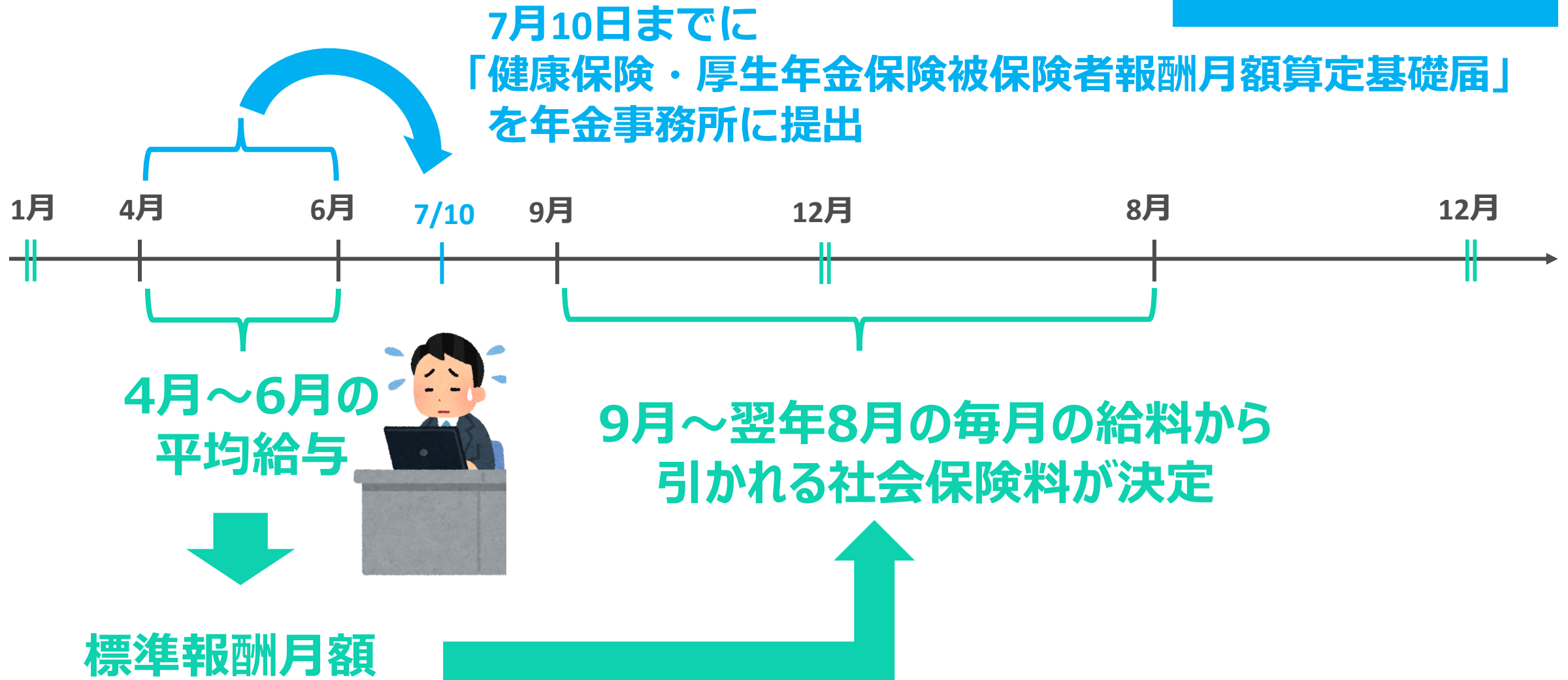


3ヶ月目の給料支払い後すぐに
「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」
を年金事務所に提出

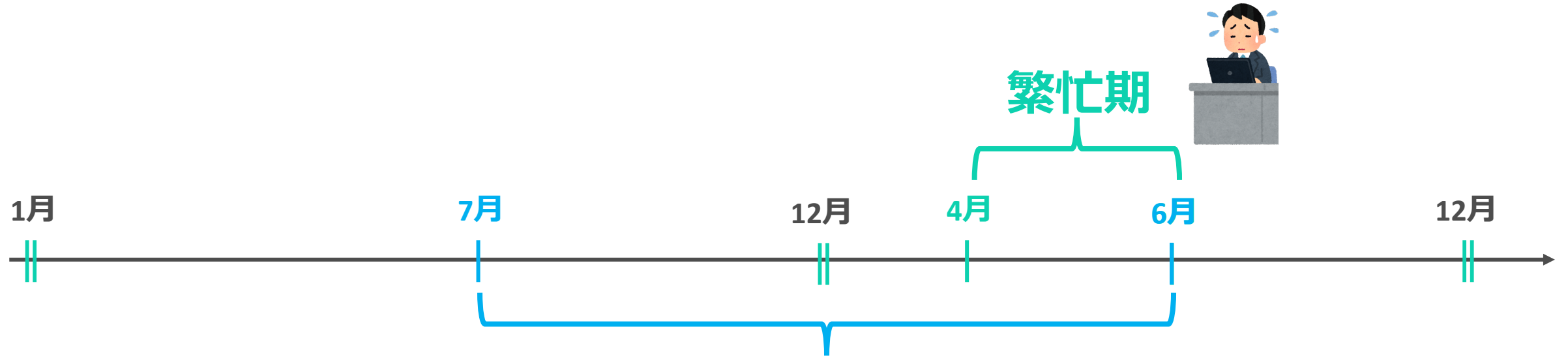
社会保険料の更新（定時決定）

- ▶ 社会保険料は4月～6月の給料の平均で決定される。

定時決定



4月～6月が繁忙期の場合



- ① 当年4月～6月で算定した標準報酬月額より2等級以上低い
- ② 毎年発生することが見込まれる

前年7月～当年6月の給料の平均額で標準報酬月額を算定可能

【参考】年間報酬の平均で算定することの申立書

(様式1)

事業所の所在地を管轄する年金事務所名を記入してください。

新宿年金事務所長 様

業種は正確に、年間報酬の平均で算定することの理由は具体的に記入してください。

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は茶の栽培・販売業を行っており、毎年、4月から6月までの間は、一番茶の収穫時期であり、茶葉摘み取りのため、例年従業員に所定労働時間を超えた時間外労働を命じている状況であるため、繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料するため、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間)にて決定するよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

提出日を記入してください。

令和元年 7月 1日

事業所所在地	株式会社 健保産業
事業所名称	東京都杉並区高井戸西3-5-24
事業主氏名	代表取締役社長 健保一郎
連絡先	03-2345-6789

事業所所在地等、事業所情報を記入してください。

※ 業種等は正確に、理由は具体的に記入いただくようお願いします。

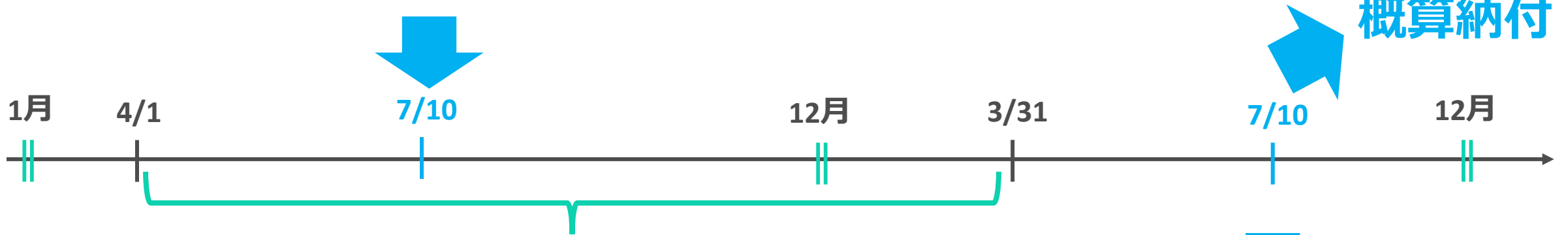
労働保険料の更新

労働保険料の更新

- ▶ 労働保険料は、従業員全員の給料総額に労働保険料率を乗じて算定する。

$$\text{労働保険料} = \text{給料総額} \times (\text{労災保険料率} + \text{雇用保険料率})$$

7/10までに労働保険申告書の提出と概算納付



4/1～翌年3/31までの給与総額を見積もって
概算で1年分を申告・納付する

確定金額と差額を精算する



本日はこれまで！

7月は忙しい



納品書

年 月 日

様

No.

品名	数量	登録番号	単価	金額(税抜・税込)	税率%
計					
%対象小計					
%対象小計					
税込合計金額					